

資料 1

調査票

監視・断続的労働の許可事業場における勤務に関する意識調査

(事業場調査票)

厚生労働省 要請研究

<調査への御協力をお願い>

- この調査は、厚生労働省所管の調査研究機関である独立行政法人 労働政策研究・研修機構（※）が、厚生労働省労働基準局からの研究要請を受けて、実施するものです（※<https://www.jil.go.jp/>）。
- 働き方改革関連法の法案審議における衆議院附帯決議において、「管理監督者など労働基準法第四十一条各号に該当する労働者の実態について調査するものとする」とされています。このうち、同条第3号の**監視・断続的労働の許可から一定期間経過した事業場における運用実態及び監視・断続的労働に関する意識・認識を明らかにするため**、調査を実施しています。結果は、今後の労働政策を立案する上での重要な資料として、有効に活用してまいります。御多忙のところ誠に恐縮ですが、御協力のほど何卒よろしくお願い申し上げます。
- 本調査は、平成30（2018）年1月1日～令和3（2021）年12月31日の4年間に、労働基準監督署への許可申請に対して監視・断続的労働の許可（労働基準法施行規則第34条）が出された事業場の全数に配布しています。以下の設問では、令和6（2024）年4月1日時点で適用を受けている許可に基づき、特に断りのない場合、令和6（2024）年4月1日時点の内容で（設問によっては4月の1か月間の状況について）回答してください。
- 御回答いただいた内容は統計以外の目的で使用する一切なく、御回答は統計的に処理され、貴社の企業名・事業場名はもとより、個別の内容が特定されることは一切ございませんので、ありのままを御記入ください。
- この調査は事業場を単位としています。企業全体についての設問以外は、貴事業場（＝封筒宛名の事業場）の状況をお答えください。
- 貴事業場において、労働基準監督署からの監視・断続的労働の許可の取得に携わった方、もしくは、人事・総務、又は従業員の労務管理を行っている御担当者様に、御記入をお願いいたします。
- 設問への御回答は、「1つに○」「該当全てに○」「数値を記入」など、指定された回答方法に沿って御記入ください。また、「その他」を選択された場合は、具体的な内容を（ ）内に御記入ください。
- 御記入が終わりましたら、同封の返信用封筒（切手は不要）に入れ、**2024年9月2日（月）**までに、郵便ポストに御投函ください。
- 調査票の発送、回収、入力、実施機関である株式会社サーベイリサーチセンターに委託しています。

御不明な点は専用フリーダイヤルまでお問合せください。FAXや電子メールでも受け付けています。

【お問合せ窓口】TEL＜専用フリーダイヤル・無料＞ **0120-901-844**

(土日祝日を除く9:00～12:00/13:00～18:00)

FAX: 03-5615-9264/E-mail: kyokajigyo[at]surece.co.jp

【調査主体】独立行政法人 労働政策研究・研修機構（担当：調査部／奥田）

【調査票の発送・回収・入力委託先】株式会社サーベイリサーチセンター（担当：社会情報部／桑野、根岸）



【本調査は、オンラインでも御回答いただけます。】

【QRコード】

PCやスマートフォンからの御回答はアンケート回答専用ウェブページ

<<<https://en.surece.co.jp/danzoku01/>>> を御利用ください。

下記のID・パスワードでログインしてください。右記のQRコードからもアクセスできます。

ID

パスワード



(*) QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

I 貴社の企業・事業場の概要についてお聞きします。

問1：貴事業場を含め貴社全体（本社、支社、工場、営業所等を合わせた全体）の常用労働者（※1）数について
該当する区分1つに○をつけてください（令和6（2024）年4月1日現在）。（最も近い1つに○）

- | | | | |
|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 1. 1～9人 | 2. 10～29人 | 3. 30～49人 | 4. 50～99人 |
| 5. 100～299人 | 6. 300～499人 | 7. 500～999人 | 8. 1,000人以上 |

(※1)本調査では、常用労働者とは、貴事業場に直接雇用されている労働者で、期間を定めずに、又は1か月以上の期間を定めて雇われている者をいいます（他事業場に派遣している派遣労働者も含む。なお、別企業に外向している者は含めない。）。

問2：貴事業場の常用労働者数について該当する区分1つに○をつけてください（令和6（2024）年4月1日現在）。（最も近い1つに○）

1. 1～9人	2. 10～29人	3. 30～49人	4. 50～99人
5. 100～299人	6. 300～499人	7. 500～999人	8. 1,000人以上

問3：貴事業場の業種について該当する区分1つに○をつけてください。（最も近い1つに○）

1. 鉱業、採石業、砂利採取業	2. 建設業	3. 製造業
4. 電気・ガス・熱供給・水道業	5. 情報通信業	6. 運輸業、郵便業
7. 卸売業、小売業	8. 金融業、保険業	9. 不動産業、物品賃貸業
10. 学術研究、専門・技術サービス業	11. 宿泊業、飲食サービス業	12. 生活関連サービス業、娯楽業
13. 教育、学習支援業	14. 医療、福祉	15. 複合サービス事業
16. サービス業（他に分類されないもの）		

問4：貴事業場の形態について該当する区分1つに○をつけてください。（最も近い1つに○）

1. 事業所（事務所）	2. 営業所	3. 店舗、飲食店
4. 工場、作業所	5. 輸送・配送センター	6. 病院、医療介護施設
7. 学校、保育所	8. 旅館、ホテル等の宿泊施設	9. 工事現場の関連施設（仮設事務所等）
10. その他（具体的に：_____）		

Ⅱ 貴事業場が許可を受けた監視・断続的労働（※2）についてお聞きします。

（※2）監視・断続的労働に従事する者の労働時間等に関する規定の適用除外の許可について

事業場が労働基準監督署長の許可を受けることにより、労働基準法で定める労働時間、休憩及び休日に関する規定の適用を除外することができます（深夜労働に関する規定の適用は除外されないため、深夜労働時間（午後10時から午前5時まで）に対しては2割5分以上の割増賃金の支払いが必要です。）。

問5：貴事業場において、令和6（2024）年4月1日現在での監視・断続的労働の有無を回答してください。（1つに○）

1. <u>今も行わせている</u>	2. <u>今は行わせていない（過去に監視・断続的労働があったが、現在は無い）</u>
--------------------	---

「2. 今は行わせていない」を選択された事業場は、調査はこれで終了です。添付の返信用封筒（切手不要）に入れ、2024年9月2日（月）までにポストに御投函ください。

「1. 今も行わせている」（現在、監視・断続的労働に就いている労働者がいる）と回答した事業場は以下の設問にお答えください。

問6：貴事業場において、取得している許可の種類は以下のどれにあたりますか。（1つに○）

以下の設問は、令和6（2024）年4月1日時点で適用を受けている監視・断続的労働許可を基にお答えください。

1. 監視のみ
2. 断続のみ
3. 監視と断続の両方

付問：その監視・断続的労働の許可を取得したのはいつですか（監視、断続の別に、取得した許可ごとに1つに○ 該当項目がない場合は、空欄でかまいません（例：監視がない場合は、その回答欄は空欄）。

	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	わからない
(監視) →	1	2	3	4	5	6	7	8
(断続) →	1	2	3	4	5	6	7	8

Ⅲ 貴事業場の監視・断続的労働の業務についてお聞きます。

(※3) 許可を取得した監視・断続的労働の業務の状況について、お答えください。監視の許可と断続的労働の許可の双方を取得している場合は、以下の問は断続的労働について回答してください。

問7：監視・断続的労働に関する許可書(※4)を保存し、事業場内で周知するなどして、労働者に許可を受けた内容について周知していますか。(1つに○)

1. 許可書を保存しており、監視・断続的労働に従事しない者も含め、事業場の労働者全体に周知している(事業場の全労働者が監視・断続的労働に就いていて、全員に周知している場合は、こちらを選択してください。)
2. 許可書を保存しており、監視・断続的労働に就く労働者やその上司等の関係者にのみ周知している
3. 許可書を保存しているが、労働者への周知はしていない
4. 許可書を保存していない、又は、保存しているかわからない

(※4) 監視・断続的労働に関する許可書とは、労働基準監督署から「監視に従事する者に対する適用除外許可書」、「断続的労働に従事する者に対する適用除外許可書」等の名称で事業場に対して交付されているものです。

問8：監視・断続的労働に就く労働者に、通常、どのような業務に従事させていますか。令和6(2024)年4月の実績から、最も当てはまるものを回答してください。(1つに○)

1. 修繕に関する業務(通常は閑散であるが、事故発生時に備えて待機する業務)
2. 寄宿舍の賄い人、寮の管理人
3. 警備員
4. 役員専属運転手
5. その他(具体的に：)

(問9と問10は、断続的労働がある事業場(問6で「2. 断続のみ」、「3. 監視と断続の両方」と回答した事業場)にお聞きます。それ以外の監視のみの事業場(問6で「1. 監視のみ」と回答した事業場)は問11へお進みください。)

問9：断続的労働に就く労働者について、手待ち時間(特に作業はなく待機していた時間。以下同じ。)中に、実際に作業(巡回や、来客対応など。以下同じ。)を行った時間数を把握していますか。把握の状況や、把握に対する考え方を回答してください。(1つに○)

1. 手待ち時間中に発生した作業について、具体的な時間数まで把握している
2. 手待ち時間中に作業が発生したことは把握しており、現状、具体的な時間数までは把握していないものの、今後は把握していきたい
3. 手待ち時間中に作業が発生したことは把握しているが、現状、具体的な時間数までは把握しておらず、今後も把握するつもりはない
4. 手待ち時間中に作業が発生したかどうかを把握していないが、今後は把握していきたい
5. 手待ち時間中に作業が発生したかどうかを把握しておらず、今後も把握するつもりはない

問10：令和6(2024)年4月において、拘束時間(所定労働時間)中に占める手待ち時間の割合はどの程度でしたか。最も多くの労働者に当てはまるものを回答してください。

ただし、手待ち時間中に実際に作業を行った時間は、把握している範囲で手待ち時間から除外してください。手待ち時間中に実際に作業を行った時間を把握していない場合には、手待ち時間として設定している時間の割合を回答してください。(1つに○)

1. ほぼ全て
2. 8割以上9割未満
3. 7割以上8割未満
4. 6割以上7割未満
5. 5割以上6割未満
6. 5割未満 → 付問へ(それ以外の事業場は問11へ)

(問 10 で「6. 5割未満」と回答した事業場にお聞きします。それ以外の事業場は問 11 へお進みください)

付問：令和6（2024）年4月に、手待ち時間の割合が、拘束時間（所定労働時間）中の5割に満たなくなった理由は何ですか。最も当てはまるものを回答してください。（1つに○）

1. 許可当初から作業内容が変更されたため
2. 許可当初から作業内容自体は変更されていないが、手待ち時間に行う作業の発生頻度が許可当初と比べて恒常的に増加しているため
3. 臨時的な繁忙期のため
4. その他（具体的に： ）
5. わからない、不明

(全ての監視・断続的労働がある事業場がお答えください)

問 11：労働者の健康・福祉を確保するための措置として、監視・断続的労働に就く労働者にのみ特別に行っている対応（※5）はありますか。又は何かしら対応を実施していく考えはありますか。（該当全てに○）

1. 特別に行っている対応がある
2. 特別に行っている対応はないが（選択肢 1 以外）、監視・断続的労働の業務に就かない労働者と同様の健康・福祉確保措置（医師による面接指導、勤務間インターバルの確保など）を実施している
3. 特別に行っている対応はないが（選択肢 1 以外）、今後、特別な健康・福祉確保措置の実施を考えていきたい

(※５) 特別に行っている対応とは、法令で義務付けられているもの以外で行っている措置をいいます。これまでに措置を実施した実績がなくても、何らかの社内基準を満たせば措置を実施することとしている（ルールを定めている）場合には、選択肢１を選択してください。

(問 11 で「1. 特別に行っている対応がある」と回答した事業場にお聞きます。それ以外の事業場は問 12 へお進みください)

付問：監視・断続的労働に就く労働者にのみ行っている特別な対応とは何ですか。（該当全てに○）

1. 勤務状況及び健康状態に応じて、通常受診するもの以外に健康診断を実施する
2. 勤務状況及び健康状態に応じて、産業医等による健康指導を行う
3. 勤務状況及び健康状態に応じて、代償休息または特別な休暇を付与する
4. 健康相談窓口を設置する
5. 勤務状況及び健康状態に配慮し、必要な場合に別の部署に配置転換する
6. その他（具体的に： ）

問 12：監視・断続的労働について労務管理をする上で、どのようなことが重要だと考えていますか。現状気をつけている・工夫していること又は今後気をつけたい・工夫したいことで、最も当てはまるものを一つ選択してください。（1つに○）

1. 許可書を保存し、その内容を企業内、事業場内で周知すること
2. 手待ち時間を十分に確保できるよう（手待ち時間中に作業過多とならないよう）業務量を調整すること
3. 許可を受けた時間帯以外に作業が発生した場合、その時間を適正に把握すること
4. 拘束時間が長くなることから、労働者の健康や負担に配慮した措置を講ずること
5. その他（具体的に： ）

問 13: 監視・断続的労働について、今後よりよい労務管理を実現していくためには、どのような制度が必要だと思いますか。当てはまるものを全て選択してください。(該当全てに○)

1. 許可に明示的な有効期限をつけた方がよい（更新制とした方がよい）
2. 許可の取消しの仕組みや、許可の取消しの基準を明確に示した方がよい
3. 拘束時間が長くなることから、労働者の健康や負担に配慮した措置を講ずるべきである
4. その他（具体的に： ）
5. 特になし（１～４とは同時選択不可）

★★御回答いただき、誠に有り難うございました。★★

同封の返信用封筒（切手不要）に入れ、2024年9月2日（月）までに郵便ポ
 労働政策研究・研修機構（JILPT）

監視・断続的労働に就く労働者に関する意識調査

(労働者調査票)

厚生労働省 要請研究

<調査への御協力をお願い>

1. この調査は、厚生労働省所管の調査研究機関である独立行政法人 労働政策研究・研修機構（※）が、厚生労働省労働基準局からの研究要請を受けて、実施するものです（※<https://www.jil.go.jp/>）。
2. 働き方改革関連法の法案審議における衆議院附帯決議において、「管理監督者など労働基準法第四十一条各号に該当する労働者の実態について調査するものとする」とされています。このうち、同条第3号の**監視・断続的労働の許可から一定期間経過した事業場における運用実態及び監視・断続的労働に関する意識・認識を明らかにするため**、調査を実施しています。結果は、今後の労働政策を立案する上での重要な資料として、有効に活用してまいります。御多忙のところ誠に恐縮ですが、御協力のほど何卒よろしくお願い申し上げます。
3. 本調査は、平成30（2018）年1月1日～令和3（2021）年12月31日の4年間に、労働基準監督署への許可申請に対して**監視・断続的労働の許可（労働基準法施行規則第34条）が出された事業場の全数を通じて、監視・断続的労働に就く労働者（管理職を除く。令和6（2024）年4月に監視又は断続的労働のいずれかに従事した者に限る。）**に御回答いただくようお願いしております。以下の設問では、特に断りのない場合、令和6（2024）年4月1日時点の内容で（設問によっては4月の1か月間の状況について）回答してください。
4. **御回答いただいた内容は統計以外の目的で使用する一切なく、御回答は統計的に処理され、個別の内容が特定されることは一切ございませんので、ありのままを御記入ください。**
5. 設問への御回答は、「1つに○」「該当全てに○」「数値を記入」など、指定された回答方法に沿って御記入ください。また、「その他」を選択された場合は、具体的な内容を（ ）内に御記入ください。
6. 御記入が終わりましたら、同封の返信用封筒（切手は不要）に入れ、**2024年9月2日（月）**までに、郵便ポストに御投函ください。
7. 調査票の発送、回収、入力、実施機関である株式会社サーベイリサーチセンターに委託しています。

御不明な点は専用フリーダイヤルまでお問合せください。FAXや電子メールでも受け付けています。

【お問合せ窓口】TEL＜専用フリーダイヤル・無料＞**0120-901-844**

（土日祝日を除く9:00～12:00/13:00～18:00）

FAX：03-5615-9264/E-mail：kyokajigyo[at]surece.co.jp

【調査主体】独立行政法人 労働政策研究・研修機構（担当：調査部／奥田）

【調査票の発送・回収・入力委託先】株式会社サーベイリサーチセンター（担当：社会情報部／桑野、根岸）



【本調査は、オンラインでも御回答いただけます。】

PCやスマートフォンからの御回答はアンケート回答専用ウェブページ

<<<https://en.surece.co.jp/danzoku02/>>> を御利用ください。

下記のID・パスワードでログインしてください。右記のQRコードからもアクセスできます。

ID

パスワード

【QRコード】



(*) QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

1. 報告を求められている 2. 報告を求められていない 3. わからない

1. 報告している	2. 報告していない
-----------	------------

1. 報告している 2. 報告していない

1. 非常にそう思う
2. そう思う
3. あまりそう思わない
4. 思わない

1. 非常にそう思う
2. そう思う
3. あまりそう思わない
4. 思わない

(※３) 特別の措置とは、監視・断続的労働に就く労働者を対象として、法令で義務づけられているもの以外の健康診断や、産業医等による健康指導、代償休息、特別な休暇、健康相談窓口の設置などの対応を実施することをいいます。

1. 許可に明示的な有効期限をつけた方がよい（更新制とした方がよい）
2. 許可の取消しの仕組みや、許可の取消しの基準を明確に示した方がよい
3. 拘束時間が長くなることから、労働者の健康や負担に配慮した措置を講ずるべきである
4. その他（具体的に： _____）
5. 特になし（1～4とは同時選択不可）

1. 許可に明示的な有効期限をつけた方がよい（更新制とした方がよい）
2. 許可の取消しの仕組みや、許可の取消しの基準を明確に示した方がよい
3. 拘束時間が長くなることから、労働者の健康や負担に配慮した措置を講ずるべきである
4. その他（具体的に： _____）
5. 特になし（１～４とは同時選択不可）

★★御回答いただき、誠に有り難うございました。★★

同封の返信用封筒（切手不要）に入れ、2024年9月2日（月）までに郵便ポストに御投函ください。

宿日直許可事業場における勤務に関する意識調査

(事業場調査票)

厚生労働省 要請研究

<調査への御協力をお願い>

- この調査は、厚生労働省所管の調査研究機関である独立行政法人 労働政策研究・研修機構（※）が、厚生労働省労働基準局からの研究要請を受けて、実施するものです（※<https://www.jil.go.jp/>）。
- 働き方改革関連法の法案審議における衆議院附帯決議において、「管理監督者など労働基準法第四十一条各号に該当する労働者の実態について調査するものとする」とされています。このうち、同条第3号の**断続的な宿直又は日直勤務の許可から一定期間経過した事業場における運用実態及び宿日直に関する意識・認識を明らかにするため**、調査を実施しています。結果は、今後の労働政策を立案する上での重要な資料として、有効に活用してまいります。御多忙のところ誠に恐縮ですが、御協力のほど何卒よろしくお願い申し上げます。
- 本調査は、平成30（2018）年1月1日～令和3（2021）年12月31日の4年間に、労働基準監督署への許可申請に対して宿日直許可（労働基準法施行規則第23条）が出された事業場の全数に配布しています。以下の設問では、令和6（2024）年4月1日時点で適用を受けている許可に基づき、特に断りのない場合、令和6（2024）年4月1日時点の内容で（設問によっては4月の1か月間の状況について）回答してください。
- 平成30（2018）年1月1日～令和3（2021）年12月31日の4年間に、貴事業場において、職種や部署、業務ごとに異なる内容の許可を受けた場合には、そのうち、令和6（2024）年4月1日時点で宿日直を行わせている職種や部署、業務における許可に基づき御回答ください。該当する許可が複数ある場合は、いずれか一つの許可に基づき御回答ください。
- 御回答いただいた内容は統計以外の目的で使用することは一切なく、御回答は統計的に処理され、貴社の企業名・事業場名はもとより、個別の内容が特定されることは一切ございませんので、ありのままを御記入ください。
- この調査は事業場を単位としています。企業全体についての設問以外は、貴事業場（＝封筒宛名の事業場）の状況をお答えください。
- 貴事業場において、労働基準監督署からの宿日直許可の取得に携わった方、もしくは、人事・総務、又は従業員の労務管理を行っている御担当者様に、御記入をお願いいたします。
- 設問への御回答は、「1つに○」「該当全てに○」「数値を記入」など、指定された回答方法に沿って御記入ください。また、「その他」を選択された場合は、具体的な内容を（ ）内に御記入ください。
- 御記入が終わりましたら、同封の返信用封筒（切手は不要）に入れ、**2024年9月2日（月）**までに、郵便ポストに御投函ください。
- 調査票の発送、回収、入力、実施機関である株式会社サーベイリサーチセンターに委託しています。

御不明な点は専用フリーダイヤルまでお問合せください。FAXや電子メールでも受け付けています。

【お問合せ窓口】TEL＜専用フリーダイヤル・無料＞0120-901-844

(土日祝日を除く9:00～12:00/13:00～18:00)

FAX：03-5615-9264/E-mail：kyokajigyo[at]surece.co.jp

【調査主体】独立行政法人 労働政策研究・研修機構（担当：調査部／奥田）

【調査票の発送・回収・入力委託先】株式会社サーベイリサーチセンター（担当：社会情報部／桑野、根岸）

【本調査は、オンラインでも御回答いただけます。】

【QRコード】

PCやスマートフォンからの御回答はアンケート回答専用ウェブページ

<<<https://en.surece.co.jp/syuku03/>>> を御利用ください。

下記のID・パスワードでログインしてください。右記のQRコードからもアクセスできます。

ID

パスワード



(*) QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

I 貴社の企業・事業場の概要についてお聞きします。

問1：貴事業場を含め貴社全体（本社、支社、工場、営業所等を合わせた全体）の常用労働者（※1）数について該当する区分1つに○をつけてください（令和6（2024）年4月1日現在）。（最も近い1つに○）

- | | | | |
|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 1. 1～9人 | 2. 10～29人 | 3. 30～49人 | 4. 50～99人 |
| 5. 100～299人 | 6. 300～499人 | 7. 500～999人 | 8. 1,000人以上 |

（※1）本調査では、常用労働者とは、貴事業場に直接雇用されている労働者で、期間を定めず、又は1か月以上の期間を定めて雇われている者をいいます（他事業場に派遣している派遣労働者も含む。なお、別企業に出向している者は含まない）。

問2：貴事業場の常用労働者数について該当する区分1つに○をつけてください(令和6(2024)年4月1日現在)。

(最も近い1つに○)

1. 1～9人	2. 10～29人	3. 30～49人	4. 50～99人
5. 100～299人	6. 300～499人	7. 500～999人	8. 1,000人以上

問3：貴事業場の業種について該当する区分1つに○をつけてください。(最も近い1つに○)

1. 鉱業、採石業、砂利採取業	2. 建設業	3. 製造業
4. 電気・ガス・熱供給・水道業	5. 情報通信業	6. 運輸業、郵便業
7. 卸売業、小売業	8. 金融業、保険業	9. 不動産業、物品賃貸業
10. 学術研究、専門・技術サービス業	11. 宿泊業、飲食サービス業	12. 生活関連サービス業、娯楽業
13. 教育、学習支援業	14. 医療、福祉	15. 複合サービス事業
16. サービス業(他に分類されないもの)		

問4：貴事業場の形態について該当する区分1つに○をつけてください。(最も近い1つに○)

1. 事業所(事務所)	2. 営業所	3. 店舗、飲食店
4. 工場、作業所	5. 輸送・配送センター	6. 病院、医療介護施設
7. 学校、保育所	8. 旅館、ホテル等の宿泊施設	9. 工事現場の関連施設(仮設事務所等)
10. その他(具体的：)		

II 貴事業場が許可を受けた宿日直(※2)についてお聞きます。

(※2) 宿日直許可について

事業場が労働基準監督署長の許可を受けることにより、労働基準法で定める労働時間、休憩及び休日に関する規定の適用を除外することができます(深夜労働に関する規定の適用は除外されないため、深夜労働時間(午後10時から午前5時まで)に対しては2割5分以上の割増賃金の支払いが必要です。)

問5：貴事業場において、令和6(2024)年4月1日現在での宿日直の有無を回答してください。(1つに○)

	今も行わせている	今は行わせていない
宿直 →	1	2
日直 →	1	2

宿直、日直いずれも、「2. 今は行わせていない」を選択された事業場は、調査はこれで終了です。添付の返信用封筒(切手不要)に入れ、2024年9月2日(月)までにポストに御投函ください。

宿直、日直のいずれか一つでも「1. 今も行わせている」(現在、宿直、又は日直に就いている労働者がいる)と回答した事業場は以下の設問にお答えください。

問6：貴事業場において、取得している許可の種類は以下のどれにあたりますか(1つに○)。

以下の設問は、令和6(2024)年4月1日時点で適用を受けている宿日直許可を基にお答えください。

1. 宿直のみ
2. 日直のみ
3. 宿直と日直の両方

付問：その宿日直許可を取得したのはいつですか(宿直、日直の別に、取得した許可ごとに1つに○)。

	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	わからない
(宿直) →	1	2	3	4	5	6	7	8
(日直) →	1	2	3	4	5	6	7	8

宿直、日直の別に聞く設問では、該当項目がない場合は、空欄でかまいません(例：宿直がない場合は、その回答欄は空欄。以下同じ。)

問7：貴事業場において、宿日直に就かせている人数は何人ですか。令和6（2024）年4月の1か月の実績において、①1回あたりの宿日直の人数、②1か月の宿日直人数の合計について、宿直、日直の別に記入してください。（1か月の宿日直人数の合計については、宿日直業務に就く労働者の頭数（延べ人数ではありません）で回答してください。）

例：4月に、Aさんが3回、Bさんが2回、Cさんが1回、各回につき1人で宿直業務に就いた場合は、
「1回あたりの宿直の人数」は、1人
「1か月の宿直人数の合計」は、（Aさん、Bさん、Cさんの）3人
と回答してください（日直についても同様です。）。

（宿直）→	① 1回あたりの宿直の人数 _____人	② 1か月の宿直人数の合計 _____人
（日直）→	① 1回あたりの日直の人数 _____人	② 1か月の日直人数の合計 _____人

問8：貴事業場において、宿日直に就かせている労働者の職種について、以下から当てはまるものを全て回答してください。（該当全てに○）

1. 管理職	2. 専門・技術・研究職	3. 教員職
4. 事務職	5. 営業職（外回り等）	6. 販売職
7. サービス職	8. 医療・福祉関連の職	9. 保安職
10. 農林漁業関連の職	11. 生産工程職	12. 輸送・機械運転職
13. 建設・採掘関連の職	14. 運搬・清掃・包装の職	15. その他（具体的に： _____）

Ⅲ 貴事業場の宿日直の業務についてお聞きます。

問9：宿日直許可書（※3）を保存し、事業場内で周知するなどして、労働者に許可を受けた内容について周知していますか。（1つに○）

1. 許可書を保存しており、宿日直に従事しない者も含め、事業場の労働者全体に周知している（事業場の全労働者が宿日直に就いていて、全員に周知している場合は、こちらを選択してください。）
2. 許可書を保存しており、宿日直に就く労働者やその上司等の関係者にのみ周知している
3. 許可書を保存しているが、労働者への周知はしていない
4. 許可書を保存していない、又は、保存しているかわからない

（※3）宿日直許可書とは、労働基準監督署から「断続的な宿直又は日直勤務許可書」、「断続的な宿直勤務許可書」、「断続的な日直勤務許可書」等の名称で事業場に対して交付されているものです。

問10：宿日直に就く労働者に、通常、宿日直中にどのような業務に従事させていますか。令和6（2024）年4月の実績から、最も当てはまるものを回答してください。（1つに○）

1. 定時の事業場内の見回り
2. 緊急の文書や電話の収受
3. 非常事態（社会福祉施設における利用者の急病や医療機関における急患の発生などを含む。）に備えた待機
4. 商品等の盗難の防止、火災の防止
5. その他（具体的に： _____）

問11：問10で回答した業務は、宿日直許可を取得した当時に、従事させることとしていた業務と同じですか。（1つに○）

1. 同じである
2. 異なる
3. わからない

問12：令和6（2024）年4月に、宿日直に就く労働者が、宿日直中に、突発的な事情で、通常業務（所定労働時間において実施している業務と同じ業務のこと。当日の業務の後始末、翌日の勤務の準備などを含む。）や、緊急事態への対応（単なる取次ぎを除く。）（以下、これらを合わせて「通常業務・緊急対応」という。）を行うことはありましたか。こうした実績の把握の状況や、実績の把握に対する考え方を回答してください。（各項目1つに○）

（宿直について）

1. 宿直の時間帯に、通常業務・緊急対応を行った実績があり、その対応に要した時間数についても把握している
2. 宿直の時間帯に、通常業務・緊急対応を行った実績はあり、現状、その対応に要した時間数までは把握していないものの、今後は把握していきたい
3. 宿直の時間帯に、通常業務・緊急対応を行った実績があるが、現状、その対応に要した時間数までは把握しておらず、今後も把握するつもりはない
4. 宿直の時間帯に、通常業務・緊急対応を行った実績はなかった（通常業務・緊急対応を行ったことについて報告を求めている、その報告がなかった場合など）
5. 宿直の時間帯に、通常業務・緊急対応を行った実績は把握していないが、今後は把握していきたい
6. 宿直の時間帯に、通常業務・緊急対応を行った実績は把握しておらず、今後も把握するつもりはない

（日直について）

1. 日直の時間帯に、通常業務・緊急対応を行った実績があり、その対応に要した時間数についても把握している
2. 日直の時間帯に、通常業務・緊急対応を行った実績はあり、現状、その対応に要した時間数までは把握していないものの、今後は把握していきたい
3. 日直の時間帯に、通常業務・緊急対応を行った実績があるが、現状、その対応に要した時間数までは把握しておらず、今後も把握するつもりはない
4. 日直の時間帯に、通常業務・緊急対応を行った実績はなかった（通常業務・緊急対応を行ったことについて報告を求めている、その報告がなかった場合など）
5. 日直の時間帯に、通常業務・緊急対応を行った実績は把握していないが、今後は把握していきたい
6. 日直の時間帯に、通常業務・緊急対応を行った実績は把握しておらず、今後も把握するつもりはない

（問12で「1. 宿（日）直の時間帯に、通常業務・緊急対応を行った実績があり、その対応に要した時間数についても把握している」、「2. 宿（日）直の時間帯に、通常業務・緊急対応を行った実績はあり、現状、その対応に要した時間数までは把握していないものの、今後は把握していきたい」又は「3. 宿（日）直の時間帯に、通常業務・緊急対応を行った実績があるが、現状、その対応に要した時間数までは把握しておらず、今後も把握するつもりはない」と回答した事業場にお聞きします。それ以外の事業場は問13へお進みください）

付問1：令和6（2024）年4月に、宿日直に就く労働者が、宿日直中に、通常業務・緊急対応を行ったのは何日程度ありましたか。宿日直に就く労働者全員の合計で、最も当てはまるものをお答えください。（全員の延べ日数で当てはまるもの1つに○。1回の宿日直中に複数回の通常業務・緊急対応が発生しても、1日として数えてください。）

例：4月に、Dさんが2回（日）、Eさんが1回（日）、それぞれ宿直中に通常業務・緊急対応を行った場合、合計月3回（日）として、全員の延べ日数としてお答えください（日直についても同様です。）。

→（宿直について）宿直中に通常業務・緊急対応を行った全員の延べ日数をお答えください。

1. 月20日以上
2. 月16日～19日
3. 月12日～15日
4. 月8日～11日
5. 月4日～7日
6. 月4日未満

（日直について）日直中に通常業務・緊急対応を行った全員の延べ日数をお答えください。←

1. 月9日以上
2. 月7日～8日
3. 月5日～6日
4. 月3日～4日
5. 月2日
6. 月1日

(問 12 で「1. 宿(日)直の時間帯に、通常業務・緊急対応を行った実績があり、その対応に要した時間数についても把握している」と回答した事業場にお聞きします。それ以外の事業場は問 13 へお進みください。)

付問 2：宿日直中に、通常業務・緊急対応を行った時間に対して、通常の宿日直手当とは別に、どのような措置を講じましたか。又は講じていきたいと思っていますか。当てはまるものを選んでください。(1 つに○)

1. 宿日直手当に加えて、実際に、通常業務・緊急対応を行った時間数に対して、別途賃金(時間外労働又は深夜労働に対する割増賃金を含む。)を支給した
2. 宿日直手当のみを支給し、通常業務・緊急対応を行った時間数に対して別途の賃金は支払っていないが、今後支払うようにしたい
3. 宿日直手当のみを支給し、通常業務・緊急対応を行った時間数に対して別途の賃金は支払っていないし、今後も支払うつもりはない

(全ての宿日直がある事業場がお答えください)

問 13：令和 6(2024)年 4 月における宿日直の 1 回あたりの拘束時間(宿日直の開始から終了までの時間数)は何時間ですか(※ 4)。

(宿直) ➡	1 回あたりの時間数 _____ 時間
(日直) ➡	1 回あたりの時間数 _____ 時間

(※ 4) 端数がある場合、30 分以上は切り上げ、30 分未満は切り捨てで、整数で御記載ください。

問 14：問 13 で回答した時間数は、宿日直許可を受けた時点での宿日直の拘束時間数と同じですか。(各項目 1 つに○)

(宿直について)

1. 同じである
2. 短くなっている
3. 長くなっている
4. わからない

(日直について)

1. 同じである
2. 短くなっている
3. 長くなっている
4. わからない

(問 14 で「3. 長くなっている」と回答した事業場にお聞きします。それ以外の事業場は問 15 へお進みください。)

付問：宿日直の拘束時間が長くなっているのは何故ですか。(該当全てに○)

1. 所定労働時間、施設の営業時間の変更に伴う対応
2. 人員配置の都合(上記 1 以外)
3. 取引先の都合(上記 1 以外)
4. その他(具体的に：_____)
5. わからない

(宿直がある事業場(問6で「1. 宿直のみ」、「3. 宿直と日直の両方」と回答した事業場)にお聞きします。それ以外の事業場は問16へお進みください。)

問15: 令和6(2024)年4月に、1週間のうちに就いた宿直の回数が、宿直許可で許可された回数を超えた労働者はいましたか。また、その頻度はどのくらいでしたか。労働者全体において、許可された回数を超えて宿直に就かせた延べ回数(4月の1か月間でみた各週の超えた回数の合計)をお答えください。(全員の延べ回数で当てはまるもの1つに○)

例: 4月の第1週にFさんが就いた宿直の回数が許可回数を1回超え、第3週にGさんが就いた宿直の回数が許可回数を1回超えた場合、合計で月2回超えたとして、選択肢3を選んでください。

1. 許可された回数を超えて宿直に就かせた労働者はいない
2. 1回超えた
3. 2回超えた
4. 3回以上超えた
5. わからない

(日直がある事業場(問6で「2. 日直のみ」、「3. 宿直と日直の両方」と回答した事業場)にお聞きします。それ以外の事業場は問17へお進みください。)

問16: 令和6(2024)年4月に就いた日直の回数が、日直許可で許可された回数を超えた労働者はいましたか。また、その頻度はどのくらいでしたか。労働者全体において、許可された回数を超えて日直に就かせた延べ回数をお答えください。(全員の延べ回数で当てはまるもの1つに○)

例: 4月にHさんが就いた日直の回数が許可回数を1回超え、Iさんが就いた日直の回数が許可回数を1回超えた場合、合計で月2回超えたとして、選択肢3を選んでください。

1. 許可された回数を超えて日直に就かせた労働者はいない
2. 1回超えた
3. 2回超えた
4. 3回以上超えた
5. わからない

(問15又は問16で「2. 1回超えた」「3. 2回超えた」「4. 3回以上超えた」と回答した事業場にお聞きします。それ以外の事業場は問17へお進みください。)

付問: 宿日直許可の回数を超えた分の宿日直はどのように取り扱いましたか。又はどのように取り扱うことを考えていますか。(1つに○)

1. 実際に、許可回数を超えて宿日直に就いた時間帯全部に対して、別途賃金(必要な割増賃金を含む。)を支払った
2. 宿日直手当のみを支給し、許可回数を超えて宿日直に就いた時間帯全部に対して別途の賃金は支払っていないが、今後支払うようにしたい
3. 宿日直手当のみを支給し、許可回数を超えて宿日直に就いた時間帯全部に対して別途の賃金は支払っていないし、今後も支払うつもりはない

(全ての宿日直がある事業場がお答えください)

問 17: 労働者の健康・福祉を確保するための措置として、宿日直を行う労働者にのみ特別に行っている対応 (※5) はありますか。又は何かしら対応を実施していく考えはありますか。(該当全てに○)

1. 特別に行っている対応がある
2. 特別に行っている対応はないが (選択肢 1 以外)、宿日直に就かない労働者と同様の健康・福祉確保措置 (医師による面接指導、勤務間インターバルの確保など) を実施している
3. 特別に行っている対応はないが (選択肢 1 以外)、今後、特別な健康・福祉確保措置の実施を考えていきたい

(※5) 特別に行っている対応とは、法令で義務付けられているもの以外で行っている措置をいいます。これまでに措置を実施した実績がなくても、何らかの社内基準を満たせば措置を実施することとしている (ルールを定めている) 場合には、選択肢 1 を選択してください。

(問 17 で「1. 特別に行っている対応がある」と回答した事業場にお聞きします。それ以外の事業場は問 18 へお進みください)

付問: 宿日直を行う労働者にのみ行っている特別な対応とは何ですか。(該当全てに○)

1. 勤務状況及び健康状態に応じて、通常受診するもの以外に健康診断を実施する
2. 勤務状況及び健康状態に応じて、産業医等による健康指導を行う
3. 勤務状況及び健康状態に応じて、代償休息または特別な休暇を付与する
4. 健康相談窓口を設置する
5. 勤務状況及び健康状態に配慮し、必要な場合に別の部署に配置転換する
6. その他 (具体的に:)

問 18: 宿日直について労務管理をする上で、どのようなことが重要だと考えていますか。現状気をつけている・工夫していること又は今後気をつけたい・工夫したいことで、最も当てはまるものを一つ選択してください。(1つに○)

1. 許可書を保存し、その内容を企業内、事業場内で周知すること
2. 宿日直中に通常業務・緊急対応に就かなくてもいいように連絡体制などを整えること
3. シフトを作成する上で、各労働者の予定調整を図ること
4. 労働者が宿日直中に十分な睡眠をとれるよう宿直室の環境などを整えること
5. 適宜、宿日直手当の金額の見直しや再計算を行い、適切な金額を支払うこと
6. 通常業務・緊急対応を行った場合、その時間について適正な労働時間把握を行うこと
7. 通常業務・緊急対応を行った場合、労働者の健康や負担に配慮した措置を講ずること
8. その他 (具体的に:)

問 19: 宿日直について、今後よりよい労務管理を実現していくためには、どのような制度が必要だと思いますか。当てはまるものを全て選択してください。(該当全てに○)

1. 許可に明示的な有効期限をつけた方がよい (更新制とした方がよい)
2. 許可の取消しの仕組みや、許可の取消しの基準を明確に示した方がよい
3. 宿日直手当の計算方法を見直し、手当額がもっと高くなるようにした方がよい
4. 特定の労働者が集中的に宿日直に入ることがないように、適切なシフト作成・運用に労働者も協力するべきである
5. 労働者の睡眠時間を確保するための措置を講ずるべきである
6. 許可の内容を超えた宿日直 (回数、時間数) や、通常業務・緊急対応を行った日については、別途休暇を与えるなど長時間労働とならないための措置を行い、労働者の健康や負担に配慮すべきである
7. その他 (具体的に:)
8. 特になし (1～7 とは同時選択不可)

★★御回答いただき、誠に有り難うございました。★★

同封の返信用封筒 (切手不要) に入れ、2024年9月2日 (月) までに郵便ポストに御投函ください。

宿日直に就く労働者に関する意識調査
(労働者調査票)

厚生労働省 要請研究

<調査への御協力をお願い>

- この調査は、厚生労働省所管の調査研究機関である独立行政法人 労働政策研究・研修機構（※）が、厚生労働省労働基準局からの研究要請を受けて、実施するものです（※<https://www.jil.go.jp/>）。
- 働き方改革関連法の法案審議における衆議院附帯決議において、「管理監督者など労働基準法第四十一条各号に該当する労働者の実態について調査するものとする」とされています。このうち、同条第3号の**断続的な宿直又は日直勤務の許可から一定期間経過した事業場における運用実態及び宿日直に関する意識・認識を明らかにするため**、調査を実施しています。結果は、今後の労働政策を立案する上での重要な資料として、有効に活用してまいります。御多忙のところ誠に恐縮ですが、御協力のほど何卒よろしくお願い申し上げます。
- 本調査は、平成30（2018）年1月1日～令和3（2021）年12月31日の4年間に、労働基準監督署への許可申請に対して宿日直許可（労働基準法施行規則第23条）が出された事業場の全数を通じて、**宿日直に就く労働者（管理職を除く。令和6（2024）年4月に宿直又は日直のいずれかに従事した者に限る。）**に御回答いただくようお願いしております。以下の設問では、特に断りのない場合、令和6（2024）年4月1日時点の内容で（設問によっては4月の1か月間の状況について）回答してください。
- 平成30（2018）年1月1日～令和3（2021）年12月31日の4年間に、職種や部署、業務ごとに異なる内容の許可を受けた場合には、宿日直許可事業場における勤務に関する意識調査（事業場調査票）において回答することとした宿日直許可に基づき、宿日直に就く労働者について御回答いただくようお願いしております。
- 御回答いただいた内容は統計以外の目的で使用するは一切なく、御回答は統計的に処理され、個別の内容が特定されることは一切ございませんので、ありのままを御記入ください。
- 設問への御回答は、「1つに○」「該当全てに○」「数値を記入」など、指定された回答方法に沿って御記入ください。また、「その他」を選択された場合は、具体的な内容を（ ）内に御記入ください。
- 御記入が終わりましたら、同封の返信用封筒（切手は不要）に入れ、**2024年9月2日（月）**までに、郵便ポストに御投函ください。
- 調査票の発送、回収、入力、実施機関である株式会社サーベイリサーチセンターに委託しています。

御不明な点は専用フリーダイヤルまでお問合せください。FAXや電子メールでも受け付けています。

【お問合せ窓口】TEL＜専用フリーダイヤル・無料＞ **0120-901-844**

(土日祝日を除く9:00～12:00/13:00～18:00)

FAX: 03-5615-9264/E-mail: kyokajigyo[at]surece.co.jp

【調査主体】独立行政法人 労働政策研究・研修機構（担当：調査部／奥田）

【調査票の発送・回収・入力委託先】株式会社サーベイリサーチセンター（担当：社会情報部／桑野、根岸）



【本調査は、オンラインでも御回答いただけます。】

【QRコード】

PCやスマートフォンからの御回答はアンケート回答専用ウェブページ

<<<https://en.surece.co.jp/syuku04/>>> を御利用ください。

下記のID・パスワードでログインしてください。右記のQRコードからもアクセスできます。

ID

パスワード



(*) QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

I あなた自身についてお聞きします。

問1：あなたの性別をお答えください。（1つに○）

- | | | |
|-------|-------|--------|
| 1. 男性 | 2. 女性 | 3. その他 |
|-------|-------|--------|

問2：令和6年（2024）年4月1日現在のあなたの満年齢を御記入ください。

満 歳

問3：現在働いている会社での就労形態を教えてください。（1つに○）

- | | | | |
|-------------------------------------|---------|---------|--------------|
| 1. 正社員 | 2. 契約社員 | 3. 嘱託社員 | 4. パート・アルバイト |
| 5. その他（具体的に： <input type="text"/> ） | | | |

問4：現在働いている会社での勤続年数はどのぐらいですか。（1つに○）

- | | | | | |
|---------------|-------------|--------------|---------------|----------|
| 1. 1年未満 | 2. 1年以上5年未満 | 3. 5年以上10年未満 | 4. 10年以上15年未満 | |
| 5. 15年以上20年未満 | | | | 6. 20年以上 |

問 5：あなたは、通常どのような業務に就いていますか。（最も近いもの 1 つに○）

1. 専門・技術・研究職	2. 教員職	3. 事務職
4. 営業職（外回り等）	5. 販売職	6. サービス職
7. 医療・福祉関連の職	8. 保安職	9. 農林漁業関連の職
10. 生産工程職	11. 輸送・機械運転職	12. 建設・採掘関連の職
13. 運搬・清掃・包装の職	14. その他（具体的に：	）

II 宿直又は日直（※ 1）についてお聞きます。

（※ 1）宿日直許可について
事業場が労働基準監督署長の許可を受けることにより、労働基準法で定める労働時間、休憩及び休日に関する規定の適用を除外することができます（深夜労働に関する規定の適用は除外されないため、深夜労働時間（午後 10 時から午前 5 時まで）に対しては 2 割 5 分以上の割増賃金の支払いが必要です。）。

問 6：あなたは、令和 6（2024）年 4 月において、お勤め先の宿日直許可に基づき、宿直と日直（※ 2）のどちらに就いていますか。（1 つに○）

（※ 2）緊急時に備えて、事業場内で、夜間に待機等を行うことを「宿直」、昼間から待機等を行うことを「日直」といいます。また、一般的にはこれらをまとめて「宿日直」といいます。

1. 宿直のみ

2. 日直のみ

3. 宿直と日直の両方

付問：その宿日直の拘束時間（宿日直の開始から終了までの時間数）は何時間ですか（※ 3）。宿直、日直の別にご記入ください。

	宿日直時の拘束時間（宿日直の開始から終了まで）
➡（宿直）➡	① 1 回あたり 時間
➡（日直）➡	② 1 回あたり 時間

（※ 3）端数がある場合、30 分以上は切り上げ、30 分未満は切り捨てで、整数で御記載ください。

宿直、日直の別に聞く設問では、該当項目がない場合は、空欄でかまいません（例：宿直がない場合は、その回答欄は空欄。以下同じ。）。

問 7：あなたは、お勤め先が労働基準監督署から受けている宿日直許可書（※ 4）の内容（対象業務等）について知っていますか。（1 つに○）

1. 許可の内容を概ね知っている
2. 許可の内容を一部知っている
3. 許可を受けていることは知っているが、許可書（※ 4）の内容までは知らない
4. 許可を受けているかどうか知らない

（※ 4）宿日直許可書とは、労働基準監督署から「断続的な宿直又は日直勤務許可書」、「断続的な宿直勤務許可書」、「断続的な日直勤務許可書」等の名称で事業場に対して交付されているものです。

問 8：あなたは、宿日直中、主にどのような業務を行っていますか。令和 6（2024）年 4 月の実績から、最も当てはまるものを回答してください。（1 つに○）

1. 定時の事業場内の見回り
2. 緊急の文書や電話の収受
3. 非常事態（社会福祉施設における利用者の急病や医療機関における急患の発生などを含む。）に備えた待機
4. 商品等の盗難の防止、火災の防止
5. その他（具体的に：

問 9：問 8 で回答した業務は、事業場が許可された業務と同じですか。（1 つに○）

1. 許可された業務と同じであった	2. 許可された業務と異なっていた	3. わからない
-------------------	-------------------	----------

問 10: 令和 6 (2024) 年 4 月に就いた宿日直について、拘束時間(宿日直の開始から終了までの時間数、時刻)は、許可された時間数(時刻)と同じでしたか。(各項目 1 つに○)

(問 6 で宿直に就いていると回答した方)

1. 許可された時間と同じであった
2. 許可された時間より短かった
3. 許可された時間より長かった
4. 宿直許可書の許可された時間数がわからない・知らない

(問 6 で日直に就いていると回答した方)

1. 許可された時間と同じであった
2. 許可された時間より短かった
3. 許可された時間より長かった
4. 日直許可書の許可された時間数がわからない・知らない

問 11: 令和 6 (2024) 年 4 月に就いた宿日直について、宿日直に就いた回数は、宿日直許可書の内容に沿っていましたか。(各項目 1 つに○)

(問 6 で宿直に就いていると回答した方)

1. 許可されたとおりである
2. 許可された回数より少ない
3. 許可された回数より多い
4. 宿直許可書の許可された回数がわからない・知らない

(問 6 で日直に就いていると回答した方)

1. 許可されたとおりである
2. 許可された回数より少ない
3. 許可された回数より多い
4. 日直許可書の許可された回数がわからない・知らない

(宿直に就いていると回答した方(問 6 で「1. 宿直のみ」、「3. 宿直と日直の両方」と回答された方)にお伺いします。それ以外の方は問 13 へお進みください。)

問 12: 令和 6 (2024) 年 4 月に、宿直中に、通常業務(所定労働時間において実施している業務と同じ業務のこと。当日の業務の後始末、翌日の勤務の準備などを含む。)や、緊急事態への対応(単なる取次ぎを除く。)(以下、これらを合わせて「通常業務・緊急対応」という。)は、どの程度発生しましたか。(1 回の宿直中に複数回の通常業務・緊急対応が発生した場合は、1 回として数えてください。)(1 つに○)

1. ほぼ毎回発生した
2. 宿直 2 回につき 1 回は発生した
3. 宿直 3 回につき 1 回は発生した
4. 宿直 4 回につき 1 回以下であった
5. 全く発生しなかった

(問 12 で「1. ほぼ毎回発生した」、「2. 宿直 2 回につき 1 回は発生した」、「3. 宿直 3 回につき 1 回は発生した」、「4. 宿直 4 回につき 1 回以下であった」と回答した方にお聞きます。それ以外の方は問 13 へお進みください。)

付問: 令和 6 (2024) 年 4 月に就いた宿直について、通常業務・緊急対応が発生した日において、これらに対応した時間はどのくらいでしたか。1 日あたりの平均的な時間数を回答してください。(1 つに○。1 回の宿直中に複数回の通常業務・緊急対応が発生した場合、1 日あたりの合計で平均的な時間数をお答えください。)

1. 1 日あたり平均 30 分未満
2. 1 日あたり平均 30 分以上 1 時間未満
3. 1 日あたり平均 1 時間以上 1 時間 30 分未満
4. 1 日あたり平均 1 時間 30 分以上 2 時間未満
5. 1 日あたり平均 2 時間以上 2 時間 30 分未満
6. 1 日あたり平均 2 時間 30 分以上 3 時間未満
7. 1 日あたり平均 3 時間以上

(日直に就いていると回答した方(問6で「2. 日直のみ」、「3. 宿直と日直の両方」と回答された方)にお伺いします。それ以外の方は問14へお進みください。)

問13: 令和6(2024)年4月に、日直中に、通常業務(所定労働時間において実施している業務と同じ業務のこと。当日の業務の後始末、翌日の勤務の準備などを含む。)や、緊急事態への対応(単なる取次ぎを除く。)(以下、これらを合わせて「通常業務・緊急対応」という。)は発生しましたか。(1つに○)

1. 発生した
2. 発生しなかった

▼(問13で「1. 発生した」と回答した方にお聞きします。それ以外の方は問14へお進みください)

付問: 令和6(2024)年4月に就いた日直について、通常業務・緊急対応が発生した日において、これらに対応した時間はどのぐらいでしたか。1日あたりの平均的な時間数を回答してください。(1つに○。1回の日直中に複数回の通常業務・緊急対応が発生した場合、1日あたりの合計で平均的な時間数をお答えください。)

1. 1日あたり平均30分未満
2. 1日あたり平均30分以上1時間未満
3. 1日あたり平均1時間以上1時間30分未満
4. 1日あたり平均1時間30分以上2時間未満
5. 1日あたり平均2時間以上2時間30分未満
6. 1日あたり平均2時間30分以上3時間未満
7. 1日あたり平均3時間以上

問14: 宿日直中に通常業務・緊急対応が発生した場合には、その実績や時間数について、会社側から報告を求められていますか。(実績の有無にかかわらず、制度上どうなっているかでお答えください。)(1つに○)

1. 報告を求められている
2. 報告を求められていない
3. わからない

問15: 宿日直中に通常業務・緊急対応が発生した場合には、会社側に報告していますか。(作業日報、作業日誌などに通常業務・緊急対応を行った時間数も記載している場合には「報告している」を選んでください。)(1つに○)

1. 報告している
2. 報告していない
3. これまでに就いた宿日直で通常業務・緊急対応が発生したことはない

問16: 宿日直に就くにあたり、会社側に対して、健康・福祉を確保するための特別の措置(※5)を求めたいと思いますか。最も当てはまるものを回答してください。(1つに○)

1. 非常にそう思う
2. そう思う
3. あまりそう思わない
4. 思わない

(※5)特別の措置とは、宿日直に就く労働者を対象として、法令で義務づけられているもの以外の健康診断や、産業医等による健康指導、代償休息、特別な休暇、健康相談窓口の設置などの対応を実施することをいいます。

問17: 宿日直について、今後よりよい労務管理を実現していくためには、どのような制度が必要だと思いますか。当てはまるものを全て選択してください。(該当全てに○)

1. 許可に明示的な有効期限をつけた方がよい(更新制とした方がよい)
2. 許可の取消しの仕組みや、許可の取消しの基準を明確に示した方がよい
3. 宿日直手当の計算方法を見直し、手当額がもっと高くなるようにした方がよい
4. 特定の労働者が集中的に宿日直に入ることがないように、適切なシフト作成・運用に労働者も協力するべきである
5. 労働者の睡眠時間を確保するための措置を講ずるべきである
6. 許可の内容を超えた宿日直(回数、時間数)や、通常業務・緊急対応を行った日については、労働者の健康や負担に配慮した措置を講ずるべきである
7. その他(具体的に:)
8. 特になし(1～7とは同時選択不可)

★★御回答いただき、誠に有り難うございました。★★

同封の返信用封筒(切手不要)に入れ、2024年9月2日(月)までに郵便ポストに御投函ください。